

令和3年度  
新発田市定住化促進事業(住宅取得補助金)  
募集要項



【目次】

1. 事業の概要	.....	P.2
2. 補助対象地域	.....	P.2
3. 補助対象者	.....	P.2
4. 対象建物、条件	.....	P.2
5. 補助金の額	.....	P.3
6. 申込み、募集件数、申込方法	.....	P.4
7. 補助金の交付方法	.....	P.5
8. 交付申請・変更交付申請	.....	P.5
9. 交付申請の取下げ・取止め	.....	P.7
10. 実績報告	.....	P.7
11. 補助金の請求	.....	P.7
その他おしらせ	.....	P.7

問合せ先、申請受付窓口

新発田市役所 建築課 空家・住宅対策係

新発田市中央町5丁目2番13号 地域整備庁舎2階 電話(0254)26-3557

## 1. 事業の概要

この事業は、新発田市の人口を増加させて活性化を図るため、市外からの転入者を対象に、住宅の建築及び取得費の一部補助を行い、定住化を図るものです。

## 2. 補助対象地域

本庁地区

本町1～4丁目、諏訪町1～3丁目、中央町1～5丁目、大栄町1～4・7丁目、大手町1～6丁目、緑町3丁目、城北町1丁目、西園町1～3丁目、御幸町1～3丁目、住吉町1丁目、東新町2・3丁目、新富町1・2丁目、中田町1～3丁目、小舟町1～3丁目、新栄町3丁目、島潟・板敷、西名柄、長畑、中谷内、桑ノ口、道賀

他11地区（一部対象外地域がありますので、必ずお問い合わせください。）

五十公野地区、松浦地区、米倉地区、赤谷地区、川東地区、菅谷地区、加治地区、佐々木地区、豊浦地区、紫雲寺地区、加治川地区

市有地（申請日から起算日として1年以内に購入したもの） 全区域対象

## 3. 補助対象者

本市に転入済または転入予定であり、上記の補助対象地域に住宅の新築・取得などを行う方で、以下の要件を満たしている方は、本制度の申請ができます。

- (1) 転入日（転入予定日）を起算日として転入日前2年の間に新発田市に住所を有していない方。
- (2) 転入日以後 10 年以上新発田市に居住する意思を有し、10 年以上市外へ転出する見込みがない方。
- (3) 次のいずれかに該当する方。
  - 転入日から起算して3年以内に交付申請を行う方。
  - 交付申請後に転入する予定である方。
- (4) 転入前の住所地における市区町村税に滞納がない方。
- (5) 請負契約又は売買契約における契約者本人である方。  
(共有名義による契約の場合は、申請者の持分が2分の1以上である必要があります。)
- (6) 申請日における年齢が 50 歳未満である方。
- (7) 就業されている方又は実績報告時までに就業される方。
- (8) 属する世帯が 2 人以上である方。
- (9) 市有地の活用において、実績報告時に土地の名義人が申請者本人である方。  
(共有名義の場合は、申請者の持分が2分の1以上である必要があります。 )

## 4. 対象建物、条件

(1) 対象建物

- [1]新築住宅(注文住宅)、[2]新築住宅(建売住宅)、[3]新築分譲共同住宅  
[4]中古住宅、[5]中古分譲共同住宅、[6]U ターンにより増築又は改築を行う住宅  
賃貸物件や別荘等は対象外です。

(2) 条件

申請は次の期限までに行うこと (重要)

対象建物のうち、  
〔1〕、〔6〕は工事の施工前  
〔2〕、〔3〕、〔4〕、〔5〕は購入契約の前日

床面積が 55 ㎡以上(居室、台所、トイレ、浴室等を有する)であること

(店舗等との併用住宅の場合は、建物全体の床面積2分の1以上が 55 ㎡以上の居住用であること。増築又は改築の場合は、工事する住宅部分の床面積が 55 ㎡以上であること。部分改築の場合は除却着工前の既存住宅の2分の1以上であること。)

令和4年3月31日までに建物の引渡し完了し実績報告書の提出を行うこと。

補助金の交付が同一の住宅につき1回限りであること

## 5. 補助金の額

次に記載の(1)または(2)の区分により補助金を決定します。

(1) 住宅を新築し、又は購入することにより住宅を取得する場合(上限額は150万円)

以下の表の基本分の補助金額いずれかの額と、加算分の補助金額の額とを加えて得た額とします。

		補助金額
基本分	新築住宅の取得又は新築分譲共同住宅の取得の場合	60万円
	中古住宅の取得又は中古分譲共同住宅の取得の場合	30万円
加算分	申請者の属する世帯が子育て世帯 <sup>1</sup> である場合は以下のとおり	
	1人	10万円
	2人	20万円
	3人以上	30万円
	Uターンの場合 <sup>2</sup>	20万円
	市内業者が施工する新築住宅の取得の場合	10万円
	新発田市有地を活用し新築する場合	20万円
	新発田市内の企業に新規就労した場合	10万円

1 交付申請の日において、15歳以下の子どもが1人以上いる世帯

2 申請者もしくは申請者の属する世帯の世帯員と親族(2親等以内の血族又は姻族に限り、兄弟姉妹及びその配偶者を除く。)の属する世帯が住宅の取得に伴い、新たに同一の住宅に居住する状態もしくは親族の居住する敷地が新発田市内にある状態(いずれも予定を含む。)をいう。

(2) Uターン<sup>1</sup>により増築又は改築を行う住宅(上限は120万円)

		補助金額
基本分	申請者及び申請者の世帯員のいずれかが新発田市出身で、親族が居住している住宅を増築又は改築して同居する場合	50万円
加算分	申請者が属する世帯が子育て世帯 <sup>2</sup> である場合は以下のとおり	
	1人	10万円
	2人	20万円
	3人以上	30万円
	増築又は改築を市内業者が施工する場合	10万円
	新発田市有地を活用し増築又は改築をする場合	20万円
	新発田市内の企業に新規就労した場合	10万円

1申請者もしくは申請者の属する世帯の世帯員と親族(2親等以内の血族又は姻族に限り、兄弟姉妹及びその配偶者を除く。)の属する世帯が住宅の取得に伴い、新たに同一の住宅に居住する状態もしくは親族の居住する敷地が新発田市内にある状態(いずれも予定を含む。)をいう。

2交付申請の日において、15歳以下の子どもが1人以上いる世帯

(3)補助金の額 > 住宅取得額の場合

補助金の額が住宅の取得に要した経費を超える場合は、住宅取得に要した費用の額を補助金の額とします。この場合、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

## 6. 申込み、募集件数、申込方法

(1) 申込み

令和3年4月15日(木)～

(受付時間 8時30分～17時15分、土曜日、日曜日、祝日を除く)

募集件数に達し次第受付を終了します。

(2) 募集件数 予算の範囲内

(3) 申込方法

申請書類を申請受付窓口(新発田市役所 建築課 空家・住宅対策係)へ直接提出してください。申請書は受付窓口に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

なお、申請者本人が直接提出できない場合は、代理人による申請手続きも可能です。その場合は、委任状を添付してください。委任状は、ホームページに掲載されている様式をご利用ください。なお、次の事項が記載されていれば、別様式でもかまいません。

(委任状記載事項)

委任する相手の住所・氏名

委任する内容

委任した日付

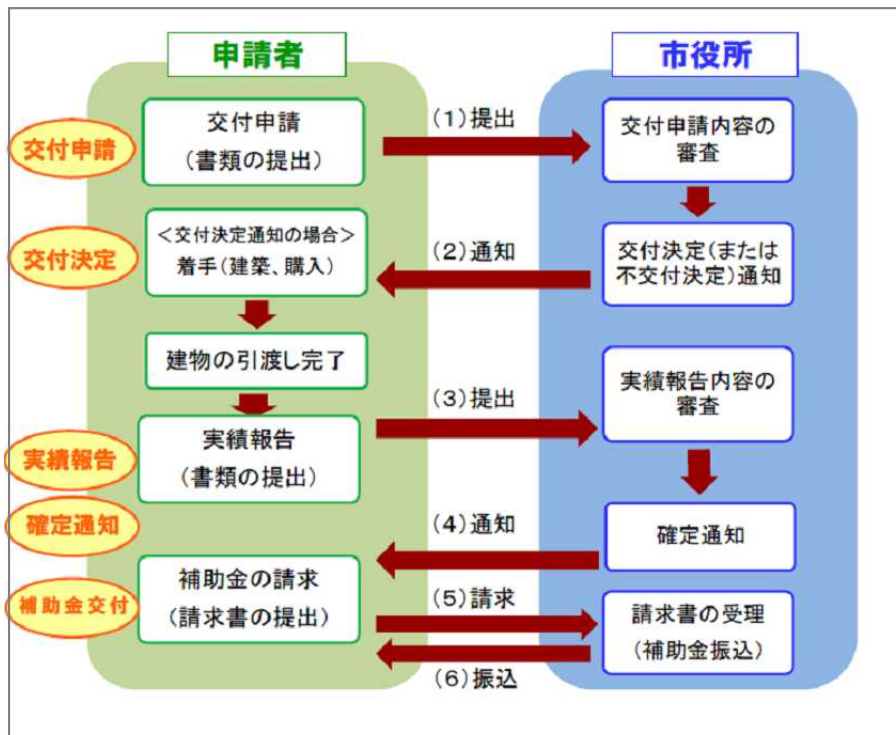
申請者本人の住所・氏名(自署による)、押印

## 7. 補助金の交付方法

補助金の交付には、以下の手続きが必要です。(下記のフロー図もご参照ください。)

- (1) 交付申請 : 申請者が市へ申請書類を提出します。
- (2) 交付決定 : 書類審査後、市から申請者へ審査結果を通知します。
- (3) 実績報告 : 建物の引渡し完了後、申請者が市へ実績報告書類を提出します。
- (4) 確定通知 : 書類審査後、市から申請者へ補助金の交付確定を通知します。
- (5) 補助金交付: 申請者が市へ請求書を提出し、市から申請者が指定する金融機関へ補助金が振り込まれます。

< 図1 住宅取得補助金の交付手続き(フロー図) >



## 8. 交付申請・変更交付申請

### (1) 交付申請

補助金の交付を受けようとする方(申請者)は、以下の書類を市の受付窓口へ直接提出してください。

なお、申請は対象住宅が新築住宅のとき、もしくは同居又は近居により増築又は改築を行う場合は工事の施工前に、対象住宅が中古住宅又は分譲共同住宅のときは購入の契約の前の日までに行ったもののみが対象となります。工事の施工については交付決定前までに行うことはできませんので、申請は余裕をもって行ってください。

< 交付申請時に必要な書類 >

- (1) 新発田市住宅取得補助金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 雇用証明書(別記第2号様式)
- (3) 新発田市住宅取得補助金誓約書(別記第3号様式)
- (4) 世帯全員の住民票(続柄記載のあるもの)

- (5) 15歳以上の世帯員全員の納税証明書又は非課税証明書  
(直近の住所地のもので、市税等の未納がないことの証明書)
- (6) 請負契約書の写し(新築による住宅の取得の場合又は増築又は改築による住宅の取得の場合)
- (7) 見積書の写し(購入による住宅の取得の場合)
- (8) 対象住宅の位置図(付近見取図)
- (9) 対象住宅の配置図及び平面図(延べ床面積が記載されたもの。増築又は改築の場合の平面図は、工事前のもの)
- (10) 対象住宅の工事着手前の写真(新築による住宅の取得の場合又は増築若しくは改築による住宅の取得の場合)
- (11) 対象住宅の写真(購入による住宅の取得の場合)
- (12) 公共下水道を使用するための排水設備を設置することがわかる書類(新築の場合であって、公共下水道の使用が可能な区域の場合 )
- (13) 市有地売買契約書及び登記事項証明書(市有地を購入し新築する場合に限る。)
- (14) 個人事業主の場合は、税務署に提出した開業・廃業等届出書等(もしくは、これに代わるもの)の写し
- (15) 転入日前2年間本市に居住していないことがわかる書類
- (16) 第2条第2号に規定する親族の住民票(続柄記載のあるもの。Uターンの場合に限る)
- (17) 第2条第2号に規定する親族であることが確認できる書類(Uターンの場合に限る。)
- (18) その他市長が必要と認める書類

提出書類のうち、各種証明の発行に手数料が必要となります。手数料は申請者の負担となりますので、予めご了承ください。

新発田市景観条例により、一定規模以上の建築物を新築、増改築、外観の変更を伴う修繕や模様替え、色彩の変更などを行う場合は、事前に届け出が必要な場合があります。建築課景観行政係にお問合せください。

**【景観に関する問い合わせ先】**

新発田市役所 建築課 景観行政係

新発田市中央町5丁目2番13号 電話(0254)26-3557

(2) 交付決定

上記の交付申請書類を市が受理した後、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、以下の書類により申請者に通知します。

補助金を交付する場合……新発田市住宅取得補助金交付決定通知書(第4号様式)

補助金を交付しない場合…新発田市住宅取得補助金不交付決定通知書(第5号様式)

(3) 変更交付申請

補助金の交付決定を受けた後に、申請の内容に変更が生じた場合、「新発田市住宅取得補助金変更交付申請書(第7号様式)」に關係書類を添付して市へ提出していただきます。市は、変更交付申請があったときは、その内容を審査し、交付決定額を変更した場合は、新発田市住宅取得補助金変更交付決定通知書(第8号様式)により申請者に通知します。

## 9. 交付申請の取下げ・取止め

交付決定後に、やむを得ない事情により申請を辞退したいときは、速やかに新発田市住宅取得補助金交付申請取下書(第6号様式)により取下げを行って下さい。

## 10. 実績報告

対象住宅の引き渡しが終わりましたら、速やかに実績報告の手続きを行ってください。報告期限は、対象住宅に居住を開始した日から起算して1月を経過する日または令和4年3月31日のいずれか早い日までとなります。

### < 実績報告時に必要な書類 >

- 新発田市住宅取得補助金実績報告書(第9号様式)
- 世帯員全員の住民票(続柄記載のあるもの)
- 請負契約に係る領収書等の写し又は売買契約に係る領収書等の写し  
手付金等含め、契約金全額の支払いが証明できるもの(明細書など)が必要です。
- 対象住宅の工事完了後の写真(周囲の状況のわかるもの。)
- 売買契約書の写し(購入による住宅の取得の場合)
- 下水道排水設備等検査済証の写し(新築かつ公共下水道の利用が可能な区域の場合)
- その他市長が必要と認める書類
- 共有名義で契約をしている場合、登記簿等の持ち分割合のわかる書類が必要です。

実績報告の手続き後、補助の要件を満たすと認められ、かつ補助金額が確定すると、市から新発田市住宅取得補助金確定通知書(第10号様式)にて通知します。

期日を過ぎた場合及び申請内容に虚偽や不正があると、補助金の交付が出来ません。また、補助金交付後に発覚した場合は、期間を定めて補助金の返還を命じます。

## 11. 補助金の請求

補助金の交付が確定した後、市から補助金請求書の様式を郵送します。必要事項を記入のうえ、市へ提出してください。

補助金の振込は、請求日から30日以内を予定しています。

## お知らせ

市と協定を結ぶ以下の金融機関では、住宅取得補助金交付対象者に貸付金利が優遇される場合があります。申請や詳細については各金融機関にお問い合わせください。

- ・新発田信用金庫 定住ローン 金利0.10%  
お借り入れから最初の2年間
- ・フラット35 金利引き下げ期間 当初5年間  
金利引き下げ幅 【フラット35】の借入金利から年 0.25%